



目次		
訓令		ページ
高知県公営企業局訓令		
高知県教育委員会訓令		
◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令		1
告示		
○公共測量の終了の通知	(用地対策課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課)	1
公告		
○土地改良区の役員の就退任(3件)	(農業基盤課)	1
○土地改良区の定款変更の認可	(")	2
入札公告		
○一般競争入札(新図書館情報システム(暫定稼働用)関連機器の購入)の公告	(総務事務センター)	2

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第6号
高知県公営企業局訓令第5号
高知県教育委員会訓令第6号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年5月9日

高知県知事 尾崎 正直
高知県公営企業局長 岡林 美津夫
高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県訓令第
高知県産業振興推進本部設置規程(平成22年4月高知県公営企
業局訓令第4号)の
高知県教育委
員会訓令第5号)

4号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(高知家統一セールスキャンペーン推進本部)」に改め、同条第1項中「外商推進本部」を「高知家統一セールスキャンペーン推進本部(以下この条において「高知家推進本部」という。)」に改め、同条第2項中「外商推進本部は、外商推進本部長及び外商推進本部員」を「高知家推進本部は、高知家推進本部長及び高知家推進本部員」に改め、同条第3項中「外商推進本部長」を「高知家推進本部長」に、「外商推進本部」を「高知家推進本部」に改め、同条第4項中「外商推進本部員」を「高知家推進本部員」に、「外商推進本部長」を「高知家推進本部長」に、「外商推進本部」を「高知家推進本部」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年5月9日から施行する。

告 示

高知県告示第307号

国土交通大臣から平成25年6月高知県告示第418号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が平成26年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第308号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成26年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市高岡町字与市ヶ谷	丁2080-10	5.72	18.89	「次の図」は、省略し、高知県土木部建築指導課に備え
	の一部	6.00	62.82	
	(ただし、次の図に示す部分に限る。)			

土佐市高岡町字弓場ヶ谷	丁2080-16	置いて縦覧に供する。
	丁2080-20	
	乙1053-1の一部	
	(ただし、次の図に示す部分に限る。)	
	乙1053-2	
	乙1053-10	
	乙1053-12	
	丁2089-24	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市潮江土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	濱口 巖啓	高知市孕西町	132
〃	熊澤 秀治	〃 新田町	6-30
〃	岡本 道夫	〃 役知町	18-20
〃	山崎 隆男	〃 塩屋崎町一丁目	12-10
〃	小松 淳一	〃 潮新町一丁目	2-35
〃	杉本 正弘	〃 小石木町	190-1
監事	宮地 壽一	〃 北高見町	127
〃	楠瀬 博之	〃 役知町	29-15
(就任)			
理事	岡本 道夫	高知市役知町	18-20
〃	小松 淳一	〃 潮新町一丁目	2-35
〃	熊澤 秀治	〃 新田町	6-30
〃	山崎 隆男	〃 塩屋崎町一丁目	12-10
〃	濱口 巖啓	〃 孕西町	132
〃	杉本 秀則	〃 河ノ瀬町	64
監事	濱田 洋史	〃 潮新町一丁目	5-8
〃	野崎 英夫	〃 北高見町	97

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ

り、高知市高須長場江左右エ門丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	澤本 忠章	高知市高須三丁目 10-33
(就任)		
理事	坂本 和幸	高知市高須砂地 270

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西土佐地区土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	石本 正英	四万十市西土佐大宮642-1
(就任)		
理事	矢間 務	四万十市西土佐大宮585

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、高知市高須長場江左右エ門丸土地改良区の定款の変更を平成26年4月25日に認可した。

平成26年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
新図書館情報システム(暫定稼働用) 関連機器 一式
 - (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 購入物品の納入期限
入札説明書による。
 - (4) 購入物品の納入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前はこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成24~26年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県会計管理局総務事務センター
電話番号088-823-9788
- (2) 入札説明書の交付方法
平成26年5月9日(金)から同年6月17日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成26年7月23日(水)午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年7月22日(火)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成26年6月17日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法等
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から仮契約を締結し、当該仮契約が本契約として確定する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 資格審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年6月17日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請

書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 契約の締結

この入札公告に示した物品の購入契約の締結に当たっては、高知県財産条例(昭和39年高知県条例第37号)第2条第1項の規定により高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(11) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Details of items to be purchased: New Library information system and related equipment (for temporary operation) 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 17 June 2014

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Wednesday 23 July 2014

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Tuesday 22 July 2014

(5) Contact: General Affairs Center, Treasury Kochi Prefectural Government 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi, 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9788

(6) Others: As in the tender documentation